

「指定介護老人福祉施設 龍郷の里」入居契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

第1条（契約の目的）

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

第3条（介護保険給付対象サービス）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第4条（サービス利用料金の支払い）

第5条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務等

第6条（事業者及びサービス従事者の義務）

第7条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

第8条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第9条（損害賠償責任）

第10条（損害賠償がなされない場合）

第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

第12条（契約の終了事由）

第13条（契約者からの中途解約等）

第14条（契約者からの契約解除）

第15条（事業者からの契約解除）

第16条（契約の終了に伴う援助）

第17条（契約者の入院に係る取り扱い）

第18条（居室の明け渡し—精算—）

第19条（残置物の引取等）

第20条（一時外泊）

第七章 その他

第21条（苦情処理）

第22条（協議事項）

ご利用者_____様_____を契約者とし、

事業者_____特別養護老人ホーム 龍郷の里_____を事業者とし、

契約者が事業者から提供される指定介護老人福祉サービス等を受ける事について
下記のとおり入居契約を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

- 第1条 第1条
- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
 - 2 契約者は、第12条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

- 第2条 第2条
- 1 施設長（管理者）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
 - 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとします。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で、留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成します。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し同意を得るものとします。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

（介護保険給付対象サービス）

- 第3条 第3条
- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

- 第4条 第4条
- 1 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から事業者を支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けます。
 - 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

- 3 前項の他、契約者は**食事代と居住費**他契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 前第4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月月末までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第5条 第5条**
- 1 第4条第1項に定めるサービス利用料金について、厚生労働大臣が定める介護給付費の変更行なわれた場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
 - 2 ご契約者は、前項の変更に同意されることができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第6条 第6条**
- 1 事業者は、入居者について、契約者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、契約者の心身状況等に応じて、処遇を妥当適切に行います。
 - 2 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
 - 3 サービス従事者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとします。
 - 4 サービス従事者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
 - 5 事業者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
 - 6 事業者は、契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日、30日前までに、要介護更新認定の申請援助を行うものとします。
 - 7 事業者は、契約者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第7条 第7条**
- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
 - 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第16条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。
 - 4 事業者の職員は、退職後、就業中に知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者へ漏らしません。

第四章 契約者の義務

（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 第8条 第8条** 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者及びサービス従事者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、施設の設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合においては、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

- 第9条** 1 事業者及びサービス従事者は指定介護老人福祉施設サービスの提供中、契約者に事故が発生した場合には、速やかに市町村や身元引き受け人又は家族に対して連絡を行う等の措置を講ずります。又、当該事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するものとします。尚、その記録は2年間保存するものとします。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

（損害賠償がなされない場合）

- 第10条** 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化・転倒等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 第11条** 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

（契約の終了事由）

第12条

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （1） 契約者が死亡した場合。
- （2） 要介護認定により契約者の要介護度が自立又は要支援と認定された場合。
- （3） 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合。
- （4） 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- （5） 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- （6） 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

（契約者からの中途解約等）

第13条

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

（契約者からの契約解除）

第14条

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- （1） 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
- （2） 事業者もしくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合。
- （3） 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- （4） 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（事業者からの契約解除）

第15条

事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1） 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- （2） 契約者による、第4条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- （3） 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- （4） 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- （5） 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

(契約の終了に伴う援助)

第 16 条 本契約が終了し、契約者が施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の各号の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介。
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

(契約者の入院に係る取り扱い)

第 17 条 事業者は、契約者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入居することができるものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

第 18 条 1 契約者は、第 12 条第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 8 条第 3 項その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

3 契約者は、第 16 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 4 条第 5 項を準用します。

(残置物の引取等)

第 19 条 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。

2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。

3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 3 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。

5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、契約者の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第 20 条 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、6 泊 7 日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の 1 日前までに事業者に届け出るものとします。

第七章 その他

(苦情处理)

第21条

- 1 事業者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。
- 2 事業者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出、若しくは掲示の求め、又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(協議事項)

第22条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 鹿兒島県大島郡龍郷町嘉渡字緑 7 8 7 番地
事業者名 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 龍郷の里
代表者氏名 施設長 米丸 龍一 印

契約者 住 所
氏 名 印

身元引受人 住 所
氏 名
続 柄

残置物引取人 住 所
氏 名 印
続 柄